

地域景観づくり協定マニュアル

ガラス面広告物等ルール

(9/1訂正版)



0. 前提条件

1. ディスプレイ

- ① ガラス面を塞ぐ範囲
- ② 色彩
- ③ 文字の大きさ
- ④ その他

2. デジタルサイネージ 設置

- ① 設置条件
- ② 筐体サイズ、画面の大きさ
- ③ 筐体デザイン
- ④ 輝度

コンテンツ

- ⑤ 動画
- ⑥ 色彩
- ⑦ 人物・キャラクター
- ⑧ 文字の大きさ
- ⑨ その他



c) ガラス面広告物（協定第9条）

＜ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準＞

- 形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- 切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。

＜ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者にむけて掲示する広告物等に関する基準＞

- 室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- 建物ファサード全体での調和に配慮する。
- パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- 掲出数や情報量を抑えるとともに、直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。



切り文字型の広告物により、建物内の見通しが確保されたガラス面の例



ガラス面の内側に近接して商品と一体的にデザインされた広告物の例



0. 前提条件

1. ディスプレイ

- ① ガラス面を塞ぐ範囲
- ② 色彩
- ③ 文字の大きさ
- ④ その他

2. デジタルサイネージ 設置

- ① 設置条件
- ② 筐体サイズ、画面の大きさ
- ③ 筐体デザイン
- ④ 輝度

コンテンツ

- ⑤ 動画
- ⑥ 色彩
- ⑦ 人物・キャラクター
- ⑧ 文字の大きさ
- ⑨ その他



- ・ ガラス面広告物等の具体的な基準として、以下を検討した。
(協議対象)
- ・ ガラス面広告物等としての協議対象は、御堂筋のガラス面に直接貼り付ける
広告物、およびガラス面の内側に近接し、主に沿道の通行者にむけて掲示する
広告物等を、まちなみに影響する程度に設置、増設、表示の変更、移設、改造
する場合とする。

■ 地域ルール

○ 対象行為等(協定第4条)

- ・ 本協定を適用する対象となる広告物等は、民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの並びに建築物低層部(2階以下。以下同様)の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向けて掲出するものとする。
- ・ 本協定の協議対象となる行為は、主に民間敷地内において、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。



(デザイン性)

- ・ 上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしい、良質なデザインであることを前提とする。
- ・ デザイン性が高いものについては、次項以降の基準について柔軟に扱うものとする。

■地域ルール

○まちづくりの方針(協定第3条)

- ・ 本協定区域内では、広告物等の設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるにぎわいを演出しながら、わかりやすくするとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

●にぎわいを演出する

上質なにぎわいを演出するよう、節度のあるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。

●わかりやすくする

ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとってわかりやすいサインとする。

●景観を整える

人目に付きやすい広告物等は、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

○広告物等の意匠等(協定第6条)

- ・ 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・ 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。



(不適切な内容の規制)

- ・ 公序良俗に反しないものとし、見る人に不快感や不安感を与えないものとする。
また、文字情報が多いもの、価格訴求の強いものを避ける。

■ 御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール

- 文字情報が多いものなど情報の過多に配慮するとともに、価格訴求の強いものやデザイン性が低いと判断されるものは避ける。
- 公序良俗に反しないものとする。
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。」



0. 前提条件

1. ディスプレイ

- ① ガラス面を塞ぐ範囲
- ② 色彩
- ③ 文字の大きさ
- ④ その他

2. デジタルサイネージ 設置

- ① 設置条件
- ② 筐体サイズ、画面の大きさ
- ③ 筐体デザイン
- ④ 輝度

コンテンツ

- ⑤ 動画
- ⑥ 色彩
- ⑦ 人物・キャラクター
- ⑧ 文字の大きさ
- ⑨ その他



1. ディ스플레이 ①ガラス面を塞ぐ範囲

8

- a) ガラス面へ直接貼り付けるものは、ガラス面の外側・内側を問わず、
切文字・箱文字を基本とする。

ガラス面に直接貼り付ける場合の規定

■地域ルール・・・

<ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準>

形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。

■大阪市・・・

<ガイドライン(2.6.1)>

ガラス面利用については、外壁と一体的にデザインされたものは可能とする。

<景観計画(屋外広告物に関する行為の制限／御堂筋地区)>

ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外壁と一体的にデザインされたものののみ設置することができる。



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

9

- a) ガラス面へ直接貼り付けるものは、ガラス面の外側・内側を問わず、
切文字・箱文字を基本とする。

(例)



1. ディ스플레이 ①ガラス面を塞ぐ範囲

10

b) ガラス面を塞ぐ物を設置する場合の、ガラス面を塞ぐ範囲は、
一体としてディスプレイされている各ガラス面の面積の3分の1以内を基本とする。

ガラス面内側に設置する場合の規定

■地域ルール・・・

＜ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者にむけて掲示する広告物等に関する基準＞

室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。

建物ファサード全体での調和に配慮する。



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

11

b) ガラス面を塞ぐ物を設置する場合の、ガラス面を塞ぐ範囲は、
一体としてディスプレイされている各ガラス面の面積の 3 分の 1 以内を基本とする。



例1) パネルやタペストリーを
多数吊り下げている事例



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

12

- b) ガラス面を塞ぐ物を設置する場合の、ガラス面を塞ぐ範囲は、
一体としてディスプレイされている各ガラス面の面積の3分の1以内を基本とする。

例2) ガラス面内側に広告物等を設置している事例



1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

13

b) ガラス面を塞ぐ物を設置する場合の、ガラス面を塞ぐ範囲は、
一体としてディスプレイされている各ガラス面の面積の3分の1以内を基本とする。

例3) 広告物でないものでガラス面を塞ぐ事例



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

14

(参考) 「a) ガラス面へ直接貼り付けるものは、ガラス面の外側・内側を問わず、切文字・箱文字を基本とする。」としているが、ガラス面へ直接貼り付けるもので、広告物でないものについては、「b) ガラス面を塞ぐ範囲は、一体としてディスプレイされている各ガラス面の面積の3分の1以内」を準用する。



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

15

c) ガラス面全体を塞ぐ場合は、ウィンドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

ガラス面内側に設置する場合の規定

■地域ルール...

＜ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者にむけて掲示する広告物等に関する基準＞
やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウィンドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディスプレイ ①ガラス面を塞ぐ範囲

16



1. ディ스플레이 ①ガラス面を塞ぐ範囲

17

d) ガラス面を塞ぐ範囲については、用途および商品特性によって柔軟に扱う。

○商品の大きさ



■大阪市デザインガイドライン

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・ 事務所等
- ・ ホテル・旅館
- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・ 病院、診療所
- ・ 学校等

○用途：事務所（会議室）



○用途：病院



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディ스플레이 ②色彩

18

- ・ 設置物の投影面積のうち、Y系またはR系で彩度6を超える色彩を用いる面積は、1点につき2.5㎡以下を基本とする。

■地域ルール

「○共通項目 圧迫感の強い高彩度の利用はできるだけ抑えることとし、彩度6を超える色彩を用いる場合は、まちなみの一体感を阻害せず、ヒューマンスケールを越えない面積(2.5㎡以下)を基本とする。」

■大阪市・・・

「色彩に係る基準」※景観計画(建築物・工作物における景観形成基準／御堂筋地区)

- ・ 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。
- ・ 周囲から突出した、圧迫感が高い高彩度の色彩は避ける。
- ・ 色彩は彩度6以下とする。(ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。)
- ・ 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付け面積の5分の1未満とする。
- ・ アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。



1. ディ스플레이 ②色彩

19

- ・ 設置物の投影面積のうち、Y系またはR系で彩度6を超える色彩を用いる面積は、1点につき2.5㎡以下を基本とする。



B系高彩度○(タペストリー1枚で1.7㎡)



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディ스플레이 ③文字の大きさ

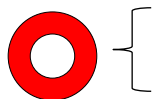
20

- 文字の大きさは、40 c m以内を基本とする。

■地域ルール・・・40cm以内

(参考) ロゴマーク

- ロゴについては大きさには基準を設けず、他で規定される広告物の面積制限に準じる。
- ロゴに文字を含んでいる場合、シンボルマークに類するものとしてデザインされた部分については大きさには基準を設けず、他で規定される広告物の面積制限に準じる。



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

1. ディ스플레이 ④その他

21

- ・ 同じ広告物を連続して隣接する位置に設置することを控える。



0. 前提条件

1. ディスプレイ

- ① ガラス面を塞ぐ範囲
- ② 色彩
- ③ 文字の大きさ
- ④ その他

2. デジタルサイネージ 設置

- ① 設置条件
- ② 筐体サイズ、画面の大きさ
- ③ 筐体デザイン
- ④ 輝度

コンテンツ

- ⑤ 動画
- ⑥ 色彩
- ⑦ 人物・キャラクター
- ⑧ 文字の大きさ
- ⑨ その他



(参考) 御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール

前提条件	○御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮し、メインストリートにふさわしい高質な空間の実現に資するものとする。 ○イチョウ並木や沿道建築物と調和のとれた、統一感のある落ち着いたまちなみ形成に配慮した色彩やデザイン、シンプルな形態とする。 ○周囲から「際立たせる」のではなく、デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくするよう工夫し、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインとする。 ○御堂筋デザインガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」に掲載された考え方を踏襲するものとする。 ○地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を聴取すること。
設置位置、形態・意匠の基準	○設置位置は、歩道部への自立型設置とし、通行の妨げにならない位置とする。 ○御堂筋を走行する自動車から画面が視認できないよう、画面は南向きとする。走行する自動車から視認できる北面は、案内サイン等の掲示は可能とする。 ○歩行者に圧迫感を与えないようヒューマンスケールに配慮し、地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とする。 ○骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとし、形態デザインや色彩は、シンプルで落ち着いたものとする。素材は、御堂筋の歩行者空間デザインと調和するよう、石材・鋼材・コンクリートなどを使用し、ダークグレーを主体とした明度の低い色彩とする。 ○太陽光を著しく反射する恐れのないものを使用する。 ○フレームや架台等を除く画面の大きさは2㎡以下、フレームや架台等を含めた大きさは2.5㎡以下とする。



2. デジタルサイネージ

24

周辺への影響を抑えるための基準	○まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮する。具体的には、昼間の輝度は 3,000cd/m²以下、夜間の輝度は 800cd/m²以下を推奨する。なお、昼間の日射等の影響や夜間のイルミネーション時など、一時的に当該数値によらない場合は、その理由も合わせて別途協議の上基準を設定するものとする。 ○高彩度の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。具体的には、明るく派手な高彩度色を多用しないこと、また、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。 ○静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）のみとする。色の点滅も行わない。 ○音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）
コンテンツの基準	○御堂筋のブランディングや賑わい形成、ならびに多様な情報の発信に資する広告物とする。 ○品格のある落ち着いた御堂筋の雰囲気損なわないよう、周辺景観に配慮した質の高い広告とする。
	○文字情報が多いものなど情報の過多に配慮するとともに、価格訴求の強いものやデザイン性が低いと判断されるものは避ける。 ○観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/10 を超えていることとする。（切り替えパターンに応じて適宜分散させる） ○公序良俗に反しないものとする。 ○見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。



○御堂筋らしい風格と高質な賑わいの形成に配慮し、人物、キャラクターの意匠は使用しないよう努める。ただし、下記のような場合でデザイン性の高いと判断される広告は認める場合がある。↵

⇒人物、キャラクターの使用する面積（顔の部分を長方形の枠で囲った面積、イラストやCGの場合も同様）が画面の1/3を超えない事、かつ掲出時間が1/3を超えないこと。↵

⇒シルエット（顔等が認識できないような人物背景など）や体の一部、群衆としての使用など、イメージ的に用いられているものは、面積・時間の割合に関わらず使用可能とする。↵

○一定以上の解像度を確保する。↵

○文字の大きさは、40cm までとする。↵

※人物、キャラクターの面積の対象となる顔部分について。

対象：「頭頂部（帽子含む）・頬等の輪郭・顎のラインの長方形」の面積が1/3以下。

＜計測の前提（案）＞

- ・横顔等は斜めの長方形で計測。
- ・斜めや曲線でカットされている部分はそのラインを適用。
- ・体や商品などで輪郭が隠れている部分は、隠れ方によるが、原則としては想定で計測。
- ・頭髮のうち、後ろ髪やアレンジ部分は含まない。
- ・複数が重なって映っている場合の重複部分は1つ分で算定。
- ・商品等にプリントされている人物・キャラクターも計測対象とする。



a) デジタルサイネージを設置する場合は、その他の広告物を集約するよう努める。

■大阪市景観読本Ver.3.0

「デジタルサイネージは広告物を集約することができます。既存の広告物に加えてデジタルサイネージを設置するのではなく、設置する際はその他の広告物を集約をしてください。」vii -12

b)連続して隣接する位置に設置することを控える。また、一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を 10m以上離すこととする。

■大阪市景観読本Ver.3.0

「一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を 10m以上離すこととする。」vii -14

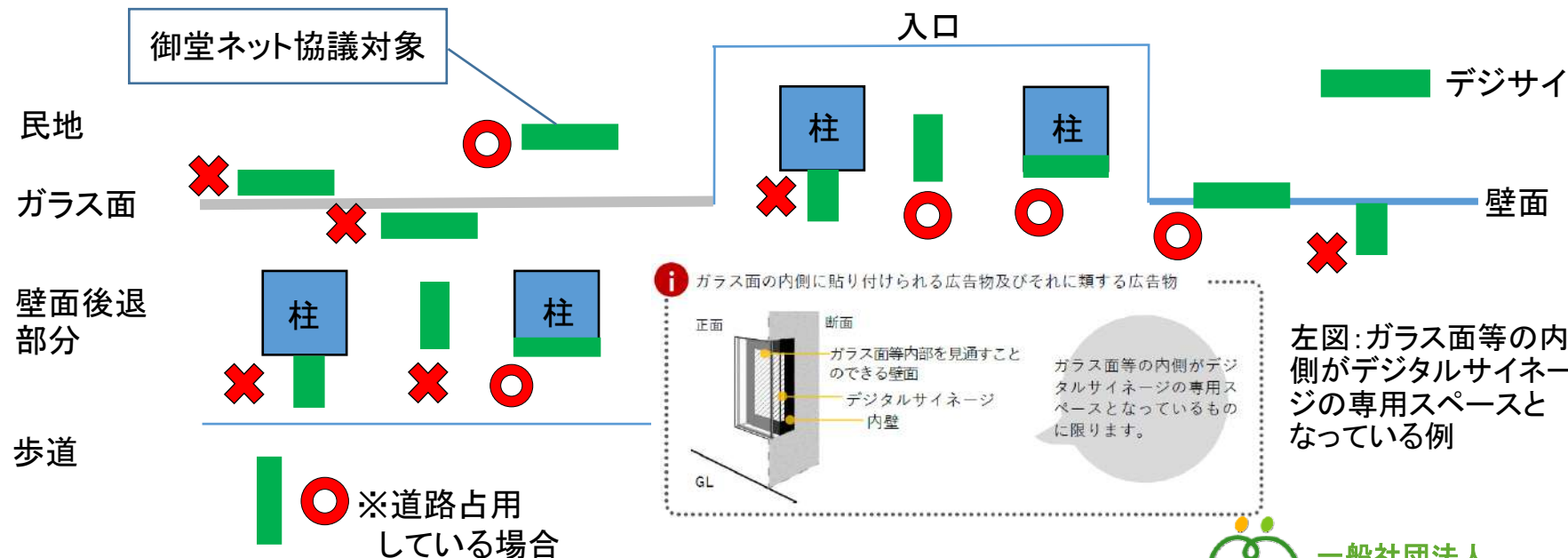


c) ガラス面内側に密着して設置しないこととする。（ガラス面等の内側がデジタルサイネージの専用スペースとなっているものを除く。）

■大阪市景観読本Ver.3.0 vii -5、vii -9、vii -13

■御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱

- ・設置位置は、建築物の1階まで(※2)とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。
- ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。
- ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とする。窓面をふさがないように設置することとする。
- ・壁面後退部分への設置は不可とする。



2. デジタルサイネージ 設置②筐体サイズ、画面の大きさ 28

道路空間における自主ルール通り

■道路上自主ルール

「○歩行者に圧迫感を与えないようヒューマンスケールに配慮し、地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とする。」

「○フレームや架台等を除く画面の大きさは2㎡以下、フレームや架台等を含めた大きさは2.5㎡以下とする」



③ 筐体デザイン

道路空間における自主ルール通り

■道路上自主ルール

- 「○骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとし、形態デザインや色彩は、シンプルで落ち着いたものとする。
素材は、御堂筋の歩行者空間デザインと調和するよう、石材・鋼材・コンクリートなどを使用し、ダークグレーを主体とした明度の低い色彩とする。
○太陽光を著しく反射する恐れのないものを使用する。」

④輝度

- ・ 昼間の輝度は $3,000\text{cd}/\text{m}^2$ 以下、夜間の輝度は $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下とする。
また、周囲の明るさによって輝度を自動調整することを推奨する。

■自主ルール

- 「○まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮する。具体的には、昼間の輝度は $3,000\text{cd}/\text{m}^2$ 以下、夜間の輝度は $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下を推奨する。なお、昼間の日射等の影響や夜間のイルミネーション時など、一時的に当該数値によらない場合は、その理由も合わせて別途協議の上基準を設定するものとする。」

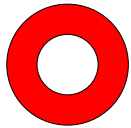


2. デジタルサイネージ コンテンツ⑤動画

30

動画禁止項目は無し

- 道路上自主ルール「○静止画の切替り(切替り間隔は15 秒以上)のみとする。色の点滅も行わない。」



動画使用



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

2. デジタルサイネージ コンテンツ⑥色彩

31

- ・ Y系またはR系で彩度6以上の色彩の使用を抑える。
- ・ 背景に明度の高い白色を使用した画面の長時間表示を控える。

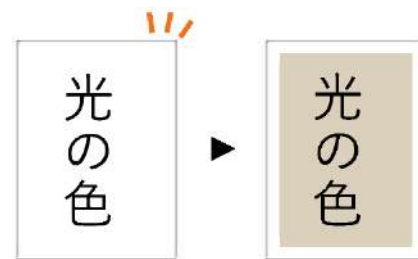
■道路上自主ルール

「○高彩度の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。具体的には、明るく派手な高彩度色を多用しないこと、また、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。」

高彩度×、デジサイの大きさ×



「地」の色に明度の高い白を使うと輝度が上がって見え難くなるため、明度を抑えてください。「地」の色はライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等を使用すると昼夜に関わらず見やすく、落ち着いて見えます。



さいたま市デジタルサイネージガイドラインより



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

規定なし

■道路上自主ルール・・・顔が画面の1/3

「〇御堂筋らしい風格と高質な賑わいの形成に配慮し、人物、キャラクターの意匠は使用しないよう努める。

ただし、下記のような場合でデザイン性の高いと判断される広告は認める場合がある。

⇒人物、キャラクターの使用する面積(顔の部分を長方形の枠で囲った面積、イラストやCGの場合も同様)が画面の1/3を超えない事、かつ掲出時間が1/3を超えないこと。

⇒シルエット(顔等が認識できないような人物背景など)や体の一部、群衆としての使用など、イメージ的に用いられているものは、面積・時間の割合に関わらず使用可能とする。」

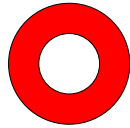


2. デジタルサイネージ コンテンツ⑧文字の大きさ

33

道路空間における自主ルール通り（40cm以内）

■道路上自主ルール 「○文字の大きさは、40cmまでとする。」



一般社団法人
御堂筋まちづくりネットワーク

○地域情報を含める割合…不要

■道路上自主ルール

「○観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/10を超えていることとする。(切り替えパターンに応じて適宜分散させる)」

○音声…不可

■道路上自主ルール「○音声は不可とする。(ただし、緊急時を除く。)」

○審査方法…コンテンツ更新時には景観づくり推進委員会と協議

■道路上自主ルール「○地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を聴取すること。」

